

事 務 連 絡
令和8年4月20日

地 方 厚 生 （ 支 ） 局 医 療 課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

疑義解釈資料の送付について（その3）

診療報酬の算定方法の一部を改正する件（令和8年厚生労働省告示第69号）等については、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和8年3月5日保医発 0305 第6号）等により、令和8年6月1日より実施することとしているところであるが、今般、その取扱いに係る疑義解釈資料を別添1から別添5までのとおり取りまとめたので、本事務連絡を確認の上、適切に運用いただくようお願いします。

歯科診療報酬点数表関係

【新製有床義歯管理料】

問 1 令和 8 年度診療報酬改定において、新製有床義歯管理料の算定単位が「1 装置」に見直されたが、同日に複数の有床義歯を装着した場合であっても、1 装置ごとに当該有床義歯の管理に係る情報を文書により提供することが必要となるのか。

(答) 複数の義歯に関する取扱方法等、当該有床義歯の管理に係る情報が記載されていれば、1 枚の文書により提供しても差し支えない。

【画像診断】

問 2 顎関節疾患を診断するために歯科パノラマ断層撮影を 1 枚撮影した後、開閉口時の顎関節の状態等、歯科パノラマ断層撮影では当該疾患の診断が困難であったことから、同日に顎関節に対して選択的なパノラマ断層撮影ができる特殊装置により、咬頭嵌合位、最大開口位、安静位等の異なった下顎位で一連の分割撮影を行った場合、2 枚目の診断料と撮影料はどのように算定すればよいか。

(答) 診断料と撮影料は所定点数により算定する。

問 3 第 4 部画像診断「通則 5」の電子画像管理加算について、「通則 2」及び「通則 3」に係る「同一の部位」、「同時」の取扱いを踏まえて、「同一の部位」又は「同時」に該当しない場合は、それぞれ算定してよいか。

(答) 算定可能。

【暫間歯冠補綴装置】

問 4 「M003-2 暫間歯冠補綴装置」の留意事項通知(1)について、
①同一欠損部位に対する当該項目の再度の算定について、「ロ」の歯周治療装置の再製作を除き、「ニ」の歯科用暫間被覆冠成形品を算定後に、「イ」のリテーナーを算定する場合に限り、算定可能か。
②「ニ」の歯科用暫間被覆冠成形品の使用時に、固定源である欠損部の両隣在歯に動揺が生じており連結固定が必要な場合は、固定源の歯について、「I014 暫間固定」の算定は可能か。

(答) ①そのとおり

②算定可能

【歯周病継続支援治療】

問 5 「I011-2 歯周病継続支援治療」の留意事項通知(1)について、「2 回目以降の歯周病検査の結果、次のいずれかに該当する状態をいう」

とあるが、当該歯周病検査とは、「D 0 0 2」に掲げるいずれかの歯周病検査を行えばよい。

(答) そのとおり。患者の年齢や歯周組織の状況等に応じて「D 0 0 2」に掲げる歯周病検査のいずれかの検査を実施すること。なお、乳歯が含まれる歯列に対して本区分を算定する場合においても、永久歯の歯数に応じて算定すること。

なお、これに伴い、「疑義解釈資料の送付について（その 44）」（令和 2 年 11 月 24 日事務連絡）別添 2 の問 1、「疑義解釈資料の送付について（その 1）」（令和 2 年 3 月 31 日事務連絡）別添 2 の問 21 及び「疑義解釈資料の送付について（その 9）」（令和 2 年 5 月 7 日事務連絡）別添 2 の問 6 は廃止する。

【有床義歯】

問 6 鋳鉤、線鉤、コンビネーション鉤及び大連結子について、歯科用貴金属を使用する特段の理由がある場合は、使用した理由を診療録に記載することとされているが、どのような理由が該当するのか。

(答) 例えば、鉤歯の状態により、歯科用貴金属でなければ鉤の破折が起こり得る等の歯科医学的な理由が該当する。